

令和2年度整備

東三河広域連合
地域密着型サービス事業所

整備事業者募集要項

令和元年5月

東三河広域連合

1 募集の趣旨

東三河広域連合では、介護が必要になっても高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるようにするため、第7期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて、地域密着型サービスの整備を計画的に推進し、高齢者福祉の向上を図ります。

2 事業所開設予定時期

令和2年度（令和3年3月までに開設）

3 募集する地域密着型サービスの種類等

サービス種類	整備地域	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※1	豊橋市	各整備地域に 1事業所 (計6事業所)
	豊川市	
	蒲郡市	
	新城市	
	田原市	
	設楽町・東栄町・豊根村	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※2	豊橋市	計2事業所
	豊川市	
	蒲郡市	
	新城市	
	田原市	
	設楽町・東栄町・豊根村	計1事業所
看護小規模多機能型居宅介護	設楽町・東栄町・豊根村	計1事業所

※1 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

- ・一体型と連携型のどちらの応募であっても可とします。
- ・同一敷地内又は隣接する敷地内に有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅が所在しない計画を高く評価します。

※2 「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」

- ・定員は9人×2ユニットの18名としてください。
- ・整備地域「設楽町・東栄町・豊根村」にあつては、定員9人×1ユニットでの整備も可とします。
- ・整備地域「豊橋市」・「豊川市」・「蒲郡市」・「新城市」・「田原市」においては、同一整備地域内に1事業所までという制限は設けません。

4 応募要件

(1) 事業者等の資格要件

- ① 事業者が法人格を有する者又はその予定の者。看護小規模多機能型居宅介護にあっては、病床を有する診療所を開設している者も可とする。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- ③ 事業者及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(2) 開設予定地の要件

- ① 都市計画法、農地法、その他関係法令に支障がないことを、所管する行政機関等に事前に確認すること。
- ② 国有地のほか賃借による用地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権が設定されていること。

(3) その他

老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法及び条例等の関係法令を遵守すること。

5 応募方法

(1) 開設要望の申出

事業者募集への応募を希望される法人は、必ず開設要望の申出を行ってください。

- ① 受付期間 令和元年7月31日(水)午後5時【時間厳守】
- ② 提出書類 開設要望申出書
- ③ 提出先 東三河広域連合福祉事業部介護保険課（指定グループ）
- ④ 提出方法 応募希望法人による持参

(2) 応募申し込み

開設要望申出書の提出がない場合は、応募申し込みはできません。

- ① 受付期間 令和元年8月30日(金)午後5時【時間厳守】
- ② 提出書類 事業計画書及び添付書類
- ③ 提出先 東三河広域連合福祉事業部介護保険課（指定グループ）
- ④ 提出方法 応募希望法人による持参

(3) 留意事項

- ① 必ず事前に連絡のうえ、日時の予約を入れてください。
- ② 受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理できません。
- ③ 受付期間後における提出書類の差し替え等は認めません。ただし、広域連合から書類の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

6 事業者の選定方法

- (1) 書類審査後、応募法人へのヒアリングを実施（令和元年11月頃予定）
- (2) 選考結果については、全ての応募法人に文書にて通知（令和元年12月頃予定）
- (3) 選考基準
 - ① 法人に関する事
 - ② 事業運営に関する事
 - ③ 用地に関する事
 - ④ 施設に関する事 など
- (4) 選考の結果、「該当事業者なし」とする場合があります。

7 その他

- (1) 開設を要望するサービスの人員基準や設備基準等について理解・把握したうえで応募してください。
- (2) 地域の代表者や近隣住民等に対して、事前に事業計画に関する説明を行ってください。その際には、これから選定があることを十分説明し、すでに決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (3) 「4(1) 事業者等の資格要件」の規定に違反していることが判明した場合や法人に重大な法令違反があった場合等、応募・選定を無効とすることがあります。
- (4) 選定後の計画変更は原則認めませんが、変更を必要とする場合には速やかに報告してください。なお、変更の内容によっては、選考結果を取り消すことがあります。

8 地域密着型サービスの独自報酬について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護については、開設から2年に限り、東三河広域連合独自の加算を設けるものとします。算定要件及び単位数等については、東三河広域連合指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱を確認してください。

9 整備費等に対する補助金

補助金等の助成については、愛知県介護施設等整備事業費補助金等を財源として行う予定ですが、必ずしも補助金等の助成が受けられることを確約できるものではありませんので、補助金を財源として見込まず、自己資金で事業を遂行する計画としてください。

補助金等助成が可能となった場合であって、補助金等の助成を受ける場合は、令和2年度予算での対応になるため、令和元年度中に工事の着工をすることはできません。

10 質問事項

- (1) 受付期間 令和元年8月22日(火) 午後5時【時間厳守】
- (2) 電話連絡のうえ、FAXまたはE-mailにより提出してください（任意様式）。
なお、受付期間以降の質問や、電話など口頭による質問の受付は行いません。

1 1 問合わせ先（書類提出先）

担 当 東三河広域連合福祉事業部介護保険課 指定グループ

住 所 〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 [豊橋市職員会館5階]

電 話 0532-26-8474

F A X 0532-26-8475

E-mail kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp